

もがみ SDG s パートナー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、最上町（以下「町」という。）が持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）の推進に賛同する企業、その他団体及び個人事業者、グループ（以下「企業等」という。）をもがみ SDG s パートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、パートナーと町が連携し、SDG s の普及啓発及び SDG s の目標達成に向けた取り組みの推進を図ることを目的とする。

(対象となる企業等)

第2条 パートナー認定の対象は町内において SDG s の普及啓発及び SDG s の達成に向けた取り組みを行っている企業等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、パートナー認定の対象外とする。

- (1) 法令等に違反する者
- (2) 納付すべき税等を滞納している者
- (3) 最上町暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(町及びパートナーの活動内容)

第3条 町及びパートナーは、次の活動を行う。

(1) SDG s の普及啓発及び SDG s の達成に向けた取り組みを行い、当該取組みについてホームページ等で公表する。

(2) 町ホームページ及びパートナーの取り組みを紹介するホームページ等を相互にリンクする。

(3) 町及びパートナーは SDG s に関する情報・意見交換の場づくりに協力する。

(4) 町は、パートナーが行う取り組みについて町ホームページ等で公表する。

(5) 町は、パートナーに対しパートナーであることを証明する登録証を交付する。

(6) パートナーは、パートナーであることを証明する登録証を使用して SDG s の普及啓発等を行うことができる。

(7) 前各号に掲げるもののほか、パートナー制度の目的の達成に必要な活動に関するものを行う。

(登録方法)

第4条 パートナーとして登録を希望する企業等は、もがみ SDG s パートナー申請書（別記様式1「以下（申請書）という。」）、もがみ SDG s パートナー宣言書（別記様式2「以下

(宣言書)という。])を町長に提出するものとする。

2 町長は必要に応じ、企業等に追加書類の提出を求めることができる。

(登録証の交付)

第5条 町長は、登録を希望する企業等から前条の規定により申請書の提出を受けた場合、登録の可否を判断し、適当と認めた場合は、登録を希望する企業等をパートナーとして認定し、もがみSDGsパートナー登録証(別記様式3「以下(登録証)という。])を交付する。

(登録の変更)

第6条 パートナーは登録内容に変更が生じた場合は、変更箇所を明記した任意様式の書面を町長へ提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

(登録期間)

第7条 パートナーの登録期間は、登録年月日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1か月前までにパートナーから登録抹消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(禁止事項)

第8条 パートナーは第5条の登録証を使用し、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) パートナーのイメージを損なう、又はSDGsの正しい理解の妨げとなる活動
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める活動

(登録の抹消)

第9条 町長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他の不正の行為があったとき
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 第8条のいずれかの活動を行ったとき
- (4) 町長がパートナーとして適当でないと認めたとき

2 町長は前項の規定により登録を取り消したときは、企業に対しその旨を通知するものとする。この場合において、登録を取り消された企業等は、第5条の登録証を町へ返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により登録を取り消された企業等に損害が生じても、その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年7月21日から施行する。